

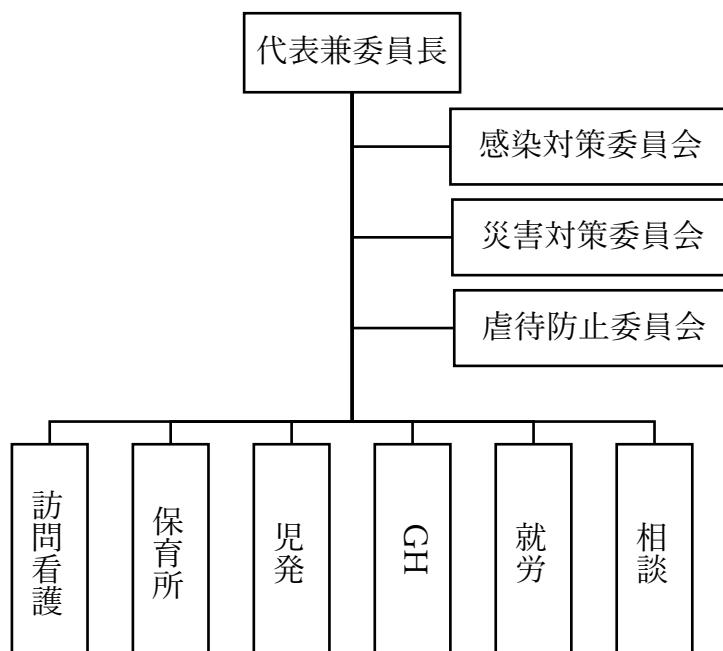
株式会社おてだま 虐待（身体拘束含む）防止のための指針

1. 虐待防止に関する基本的考え方

当法人では、高齢者虐待・児童虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者・児童の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待・の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待：対象者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。 また正当な理由もなく身体を拘束すること。
- (2) ネグレクト：対象者に対して介護・世話の放棄放任 意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、対象者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待：対象者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の対象者に心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：対象者にわいせつな行為をすること、または対象者わいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：対象者の同意なしに金銭を使用する、または対象者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。



3・委員会に関する事項

- (1) 弊社では、虐待発生防止に努める観点から、身体拘束適正化と一体的に開催し、「身体拘束及び虐待防止委員会(以下 委員会)」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は代表とし、代表は委員長を兼任する。看護職員・リハビリスタッフ・支援員・指導員・保育士等を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下 担当者)」とする。
- (2) 委員会は、4か月に1回開催します。8月、12月、3月、に実施する。
- (3) 委員会の議題は委員長が定めます。具体的には次のような内容について協議する。
- ① 施設内やご自宅等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ② 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ③ 身体拘束廃止に関する職員への指導
 - ④ 提供する介護サービスや障害福祉サービスの点検及び虐待に繋がりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関すること
 - ⑤ 職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケアや発達障害・精神障害・身体障害等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること
 - ⑥ 虐待防止のための指針、マニュアル整備に関すること
 - ⑦ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑧ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑨ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 高齢者・児童虐待等のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する高齢・児童虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底すること。
- (2) 実施は年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、代表権委員長とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、代表権委員長に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を各部署管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう各事業所に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

＜附則＞

本方針は、2024年1月1日から適用する。

2025年2月1日に「訪問看護ステーションおてだま 虐待防止のための指針」から「株式会社おてだま 虐待（身体拘束含む）防止のための指針」に改定、全ての事業の指針とし適用する。